

○金融庁告示第一号  
財務省

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）  
第十一条の規定に基づき、同条に規定する内閣総理大臣及び財務大臣が定める額を次のように定め、令和元年九月一日から適用する。

令和元年八月三十日

金融庁長官事務代理

金融庁総合政策局長 森田 宗男

財務大臣 麻生 太郎

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「法」という。）第十一  
条に規定する内閣総理大臣及び財務大臣が定める額は、次に掲げる額とする。

- 一 法第十条第一項の規定により支払等業務（同項に規定する支払等業務をいう。以下この号において同じ。）の委託を受けた金融機関が当該支払等業務を行うために必要とする電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の設計、作成若しくは保守に要した額

二 法第七条第二項の規定により請求された休眠預金等代替金（同項に規定する休眠預金等代替金をいう）。

）の支払一件につき八百五十円